

京都市上下水道局告示第3号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき、事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年4月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 休止届出業者名等

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

京セラ本社ビル10階

株式会社京セラソーラーコーポレーション

代表取締役 財部 行廣

2 休止年月日

平成24年3月22日

(上下水道局水道部給水課)